

**(提案基準第3号) 準公益施設に係る開発又は建築に関する基準**

地域社会の文化、教育、自治等の発展に資するため、法第29条第1項第3号に規定する公益施設に準じて公益性の認められる施設に係る開発又は建築（当該開発行為又は建築に係る土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請地は、次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。）でないこと。
  - (2) 当該施設を利用しようとする者が居住する地域内に所在し、かつ、当該施設の利用に照らし適切な位置であること。
- 2 申請に係る予定建築物は、次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 地域集会所等の準公益的な施設であること。
  - (2) 町内会、自治会等の地域住民の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。
  - (3) レジャー等公益目的以外の用途と併用されるものでないこと。
- 3 申請地及び申請に係る予定建築物の規模は、その目的に照らし過大なものでないこと。
- 4 申請に係る予定建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由が存すること。
- 5 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年7月1日から施行)

(平成20年7月12日から施行)

(平成27年11月18日から施行)

(令和4年5月24日から施行)